

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

中華人民共和国不正競争防止法

（1993年9月2日第8期全国人民代表大会常務委員会第3回会議により採択、2017年11月4日第12期全国人民代表大会常務委員会第30回会議により改正）

目次

- 第1章 総則
- 第2章 不正競争行為
- 第3章 不正競争の嫌疑のある行為に対する調査
- 第4章 法的責任
- 第5章 附則

第1章 総則

第1条 社会主義市場経済の健全な発展を促進し、公平な競争を奨励及び保護し、不正競争行為を制止し、事業者及び消費者の適法な權益を保護するため、本法を制定する。

第2条 事業者は、生産経営活動において、自由意思、平等、公平及び信義誠実の原則に則り、法律及び商業道徳を遵守しなければならない。

本法において「不正競争行為」とは、事業者が生産経営活動において本法の規定に違反し、市場競争秩序を乱し、他の事業者又は消費者の適法な權益を損なう行為をいう。

本法において「事業者」とは、商品の生産若しくは経営又はサービス（以下にいう「商品」には「サービス」を含む。）の提供に従事する自然人、法人及び非法人組織をいう。

第3条 各級の人民政府は、措置を講じて不正競争行為を制止し、公平な競争のために良好な環境及び条件を創出しなければならない。

國務院は、不正競争防止業務の協調メカニズムを確立し、不正競争防止に係る重大な政策について検討・決定し、市場競争秩序の維持保護に係る重大な問題を調整・処理する。

第4条 県級以上の人民政府で工商行政管理職責を履行する部門は、不正競争行為について調査・処分を行う。法律又は行政法規によりその他の部門が調査・処分する旨が定められている場合には、当該定めによる。

第5条 国は、一切の組織及び個人が不正競争行為に対して社会的監督を行うことを奨励、支持及び保護する。

国家機関及びその職員は、不正競争行為を支持し、又は匿ってはならない。

業界組織は、業界の自律を強化し、会員の法による競争を指導及び規範化し、市場競争秩序を維持保護しなければならない。

第2章 不正競争行為

第6条 事業者は、次の各号に掲げる混同行為を実施して、他人の商品であるとの誤認又は他人と特定の関係が存在するとの誤認を招いてはならない。

- (一) 他人の一定の影響のある商品名称、包装、装飾等と同一又は類似の表示を無断で使用すること。
- (二) 他人の一定の影響のある企業名称（略称、屋号等を含む。）、社会組織名称（略称等を含む。）及び氏名（ペンネーム、芸名、翻訳名等を含む。）を無断で使用すること。
- (三) 他人の一定の影響のあるドメイン名の要部、ウェブサイトの名称、ウェブページ等を無断で使用すること。
- (四) 他人の商品であるとの誤認又は他人と特定の関係が存在するとの誤認を招くに足るその他の混同行為

第7条 事業者は、財物又はその他の手段を採用して次の各号に掲げる単位又は個人に賄賂を贈り、もって取引の機会又は競争上の優位性の取得をはかってはならない。

- (一) 取引の相手方のスタッフ
- (二) 取引の相手方の委託を受けて関連事務を行う単位又は個人
- (三) 職権又は影響力を利用して取引に影響を及ぼす単位又は個人

事業者は、取引活動において、明示的方式にて取引の相手方に割引きをし、又は仲介者に口銭を支払うことができる。事業者は、取引の相手方に割引きをし、又は仲介者に口銭を支払った場合には、事実どおりに記帳しなければならない。割引又は口銭を受けする事業者も、事実どおりに記帳しなければならない。

事業者のスタッフが賄賂を行った場合には、事業者の行為と認定しなければならない。但し、当該スタッフの行為が事業者のために取引機会又は競争上の優位性の取得をはかったものとは無関係であることを証明する証拠を事業者が有する場合を除く。

第8条 事業者は、自身の商品の性能、機能、品質、販売状況、ユーザー評価、受賞歴等について虚偽又は誤解を招く商業宣伝を行って、消費者を欺き、又は誤導してはならない。

事業者は、虚偽の取引を組織する等の方式を通じて、他の事業者による虚偽又は誤解を招く商業宣伝の実行を幫助してはならない。

第9条 事業者は、次の各号に掲げる商業秘密侵害行為を実施してはならない。

- (一) 窃盗、賄賂、詐欺、強迫又はその他の不正手段をもって権利者の商業秘密を入手すること。
- (二) 前号の手段をもって入手した権利者の商業秘密を開示若しくは使用し、又はその使用を他人に許可すること。
- (三) 約定に違反し、又は商業秘密の保持に関する権利者の要求に違反して、自身が把握した商業秘密を開示若しくは使用し、又はその使用を他人に許可すること。

第三者は、商業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他の単位若しくは個人が前項に掲げる違法行為を実施したことを明らかに知り、又は知るべきでありながら、なお当該商業秘密を入手、開示若しくは使用し、又はその使用を他人に許可した場合には、商業秘密を侵害したものとみなす。

本法において「商業秘密」とは、公知になっておらず、商業的価値を有し、かつ、権利者によって相応の秘密保持措置が施された技術情報及び経営情報をいう。

第10条 事業者が景品付き販売を行う場合には、次の各号に掲げる状況が存在してはならない。

- (一) 設定された景品の種類、景品引換条件、賞金金額又は景品等の景品付き販売の情報が明確でなく、景品引換に支障を来すこと。
- (二) 景品付きと偽り、又は内密に取り決めた人物に故意に当選させる詐欺の方式を採用して景品付き販売を行うこと。
- (三) 抽選式の景品付き販売で、最高賞の金額が5万円を超えること。

第11条 事業者は、虚偽情報又は誤導情報を捏造又は流布して、競争相手の営業上の信用及び商品の評判を毀損してはならない。

第12条 事業者は、ネットワークを利用して生産経営活動に従事する場合には、本法の各規定を遵守しなければならない。

事業者は、技術的な手段を利用し、ユーザーの選択に影響を及ぼすことにより、又はその他の方式を通じて、他の事業者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害又は破壊する次の各号に掲げる行為を実施してはならない。

- (一) 他の事業者の同意を経ずに、当該他の事業者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスにおいて、リンクを挿入し、強制的に目的先についてジャンプを行わせること。
- (二) 他の事業者が適法に提供したネットワーク製品又はサービスを修正、閉鎖又はアンインストールするようユーザーに対して誤導、欺罔又は強要をすること。
- (三) 他の事業者が適法に提供したネットワーク製品又はサービスに対して悪意により互換性がないようにすること。
- (四) 他の事業者が適法に提供したネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害又は破壊するその他の行為

第3章 不正競争の嫌疑のある行為に対する調査

第13条 監督検査部門は、不正競争の嫌疑のある行為を調査する場合には、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (一) 不正競争の嫌疑のある行為に係る経営場所に立ち入って検査を行うこと。
- (二) 調査を受ける事業者、利害関係人並びにその他の関係する単位及び個人に質問し、関係状況の説明又は調査対象行為と関係のあるその他の資料の提供を要求すること。
- (三) 不正競争の嫌疑のある行為と関係のある合意書、帳簿、伝票、文書、記録、商業通信文及びその他の資料を照会及び複製すること。
- (四) 不正競争の嫌疑のある行為と関係のある財物を封印又は差し押さえること。
- (五) 不正競争の嫌疑のある行為に係る事業者の銀行口座を照会すること。

前項に定める措置を講ずる場合には、監督検査部門の主要責任者に対して書面報告し、かつ、認可を経なければならない。前項第(四)号又は第(五)号に定める措置を講ずる場合には、区設置市級以上の人民政府の監督検査部門の主要責任者に対して書面報告し、かつ、認可を経なければならない。

監督検査部門は、不正競争の嫌疑のある行為を調査する場合には、「中華人民共和国行政強制法」並びにその他の関係する法律及び行政法規の規定を遵守しなければならない、かつ、調査・処分結果を遅滞なく社会に公開しなければならない。

第14条 監督検査部門が不正競争の嫌疑のある行為を調査する場合には、調査を受ける事

業者、利害関係人並びにその他の関係する単位及び個人は、関係資料又は状況を事実どおりに提供しなければならない。

第15条 監督検査部門及びその職員は、調査の過程で知り得た商業秘密に対し秘密保持義務を負う。

第16条 不正競争の嫌疑のある行為について、いかなる単位及び個人も監督検査部門に通報する権限を有し、監督検査部門は通報を受けた後、法により遅滞なく処理しなければならない。

監督検査部門は、通報受理用の電話、ポスト又は電子メールアドレスを社会に公開し、かつ、通報者のために秘密保持しなければならない。実名で通報し、かつ、関連の事実及び証拠を提供したのものについては、監督検査部門は、処理結果を通報者に告知しなければならない。

第4章 法的責任

第17条 事業者は、本法の規定に違反して他人に損害をもたらした場合には、法により民事責任を負わなければならない。

事業者の適法な権益が不正競争行為による損害を受けた場合には、人民法院に訴訟を提起することができる。

不正競争行為により損害を受けた事業者の賠償額は、当該事業者が権利侵害を受けたことにより被った実損に従って確定する。実損について算定するのが困難である場合には、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益に従って確定する。賠償額には、事業者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。

事業者が本法第6条又は第9条の規定に違反した場合において、権利者が権利侵害を受けたことにより被った実損又は権利侵害者が権利侵害により獲得した利益について確定するのが困難であるときは、人民法院が権利侵害行為の情状に基づいて権利者に300万元以下の賠償を与える旨の判決を下す。

第18条 事業者が本法第6条の規定に違反して混同行為を実施した場合には、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、違法商品を没収する。違法経営額が5万元以上の場合には、違法経営額の5倍以下の過料に併せて処することができる。違法経営額がない場合又は違法経営額が5万元未満の場合には、25万元以下の過料に併せて処することができる。情状が重大である場合には、営業許可証を取り消す。

事業者が登記した企業名称が本法第6条の規定に違反する場合には、遅滞なく名称変更登記手続をしなければならない。名称の変更がなされるまでは、原企業登記機関が統一的社会信用代码をもってその名称に代替させる。

第19条 事業者が本法第7条の規定に違反して他人に賄賂を贈った場合には、監督検査部門が違法所得を没収し、10万元以上300万元以下の過料に処する。情状が重大である場合には、営業許可証を取り消す。

第20条 事業者が本法第8条の規定に違反し、自身の商品について虚偽若しくは誤解を招く商業宣伝を行い、又は虚偽の取引を組織する等の方式を通じて、他の事業者による虚偽又は誤解を招く商業宣伝の実行を幫助した場合には、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、20万元以上100万元以下の過料に処する。情状が重大である場合には、100万

元以上 200 万元以下の過料に処し、営業許可証を取り消すことができる。

事業者が本法第 8 条の規定に違反し、虚偽広告の掲出に該当する場合には、「中華人民共和国広告法」の規定により処罰する。

第 21 条 事業者が本法第 9 条の規定に違反して商業秘密を侵害した場合には、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、10 万元以上 50 万元以下の過料に処する。情状が重大である場合には、50 万元以上 300 万元以下の過料に処する。

第 22 条 事業者が本法第 10 条の規定に違反して景品付き販売を行った場合には、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、5 万元以上 50 万元以下の過料に処する。

第 23 条 事業者が本法第 11 条の規定に違反して競争相手の営業上の信用又は商品の評判を毀損した場合には、監督検査部門が違法行為の停止及び影響の除去を命じ、10 万元以上 50 万元以下の過料に処する。情状が重大である場合には、50 万元以上 300 万元以下の過料に処する。

第 24 条 事業者が本法第 12 条の規定に違反して他の事業者が適法に提供するネットワーク製品又はサービスの正常な運行を妨害又は破壊した場合には、監督検査部門が違法行為の停止を命じ、10 万元以上 50 万元以下の過料に処する。情状が重大である場合には、50 万元以上 300 万元以下の過料に処する。

第 25 条 事業者が本法の規定に違反し不正競争に従事した場合において、違法行為による危害の結果を進んで除去又は軽減する等法定の事由があったときは、法により軽きに従い行政罰を科し、又は行政罰を軽減する。違法行為が軽微であり、かつ、遅滞なく是正され、危害の結果をもたらさなかった場合には、行政罰を科さない。

第 26 条 事業者が本法の規定に違反して不正競争に従事し、行政罰を受ける場合には、監督検査部門が信用記録に記入し、かつ、関係する法律及び行政法規の規定により公示をする。

第 27 条 事業者が本法の規定に違反する場合には、民事責任、行政責任及び刑事責任を負わなければならないが、その財産が支払いに不足する場合には、民事責任の負担に優先的に用いる。

第 28 条 監督検査部門の本法による職責履行を妨げ、調査を拒絶又は阻害する場合には、監督検査部門が是正を命じ、個人に対しては 5000 元以下、単位に対しては 5 万元以下の過料に処すことができ、かつ、公安機関が法により治安処罰を与えることができる。

第 29 条 当事者は、監督検査部門が下した決定に不服のある場合には、法により行政再審議を申し立て、又は行政訴訟を提起することができる。

第 30 条 監督検査部門の職員が職権を濫用し、職務を懈怠し、私利を図って不正行為をし、又は調査の過程において知り得た商業秘密を漏洩した場合には、法により処分を与える。

第 31 条 本法の規定に違反し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第 5 章 附則

第 32 条 本法は、2018 年 1 月 1 日から施行する。

（法令原文名称：中華人民共和國反不正當競爭法）